

土木交通委員会 説明資料

平成 2 7 年 9 月 2 5 日

緑政土木局

目 次

頁

1 有料自転車駐車場条例について	
(1) 現行と新条例の料金比較 -----	1
(2) 自転車に係る定期利用料金の上限金額と割引率 -----	2
(3) 今後のスケジュール (予定) -----	3
2 特別緑地保全地区について -----	4

1 有料自転車駐車場条例について

(1) 現行と新条例の料金比較

ア 現行

利用区分		車 種	整理手数料	
1 回利用		自転車	1 0 0 円	
		原 付	2 0 0 円	
定期利用	1 箇月	自転車	一 般	2 , 0 0 0 円
			高校生以下	1 , 5 0 0 円
		原 付	3 , 5 0 0 円	
	3 箇月	自転車	一 般	5 , 5 0 0 円
			高校生以下	4 , 0 0 0 円
		原 付	9 , 5 0 0 円	

イ 新条例

利用区分		車 種	利用料金	
1 回利用		自転車	1 0 0 円以内	
		原 付	2 0 0 円以内	
定期利用	1 箇月	自転車	一 般	2 , 0 0 0 円以内
			大学生等	1 , 7 0 0 円以内
			高校生以下	1 , 5 0 0 円以内
		原 付	3 , 5 0 0 円以内	

※一回利用については、駐車ますの幅が0.6メートルを超える有料自転車駐車場にあっては200円以内

※定期利用については、12箇月を超えない範囲内で1箇月単位での発行が可能

※回数駐車券等の発行が可能

(2) 自転車に係る定期利用料金の上限金額と割引率

月 数	一 般	大学生等	高校生以下
	円	円	円
1	2, 0 0 0	1, 7 0 0	1, 5 0 0
2	3, 7 5 0 (6. 2 5 %)	3, 1 5 0 (7. 3 5 %)	2, 7 5 0 (8. 3 3 %)
3	5, 5 0 0 (8. 3 3 %)	4, 6 0 0 (9. 8 0 %)	4, 0 0 0 (11. 1 1 %)
4	7, 2 5 0 (9. 3 8 %)	6, 0 5 0 (11. 0 3 %)	5, 2 5 0 (12. 5 0 %)
5	9, 0 0 0 (10. 0 0 %)	7, 5 0 0 (11. 7 6 %)	6, 5 0 0 (13. 3 3 %)
6	10, 7 5 0 (10. 4 2 %)	8, 9 5 0 (12. 2 5 %)	7, 7 5 0 (13. 8 9 %)
7	12, 5 0 0 (10. 7 1 %)	10, 4 0 0 (12. 6 1 %)	9, 0 0 0 (14. 2 9 %)
8	14, 2 5 0 (10. 9 4 %)	11, 8 5 0 (12. 8 7 %)	10, 2 5 0 (14. 5 8 %)
9	16, 0 0 0 (11. 1 1 %)	13, 3 0 0 (13. 0 7 %)	11, 5 0 0 (14. 8 1 %)
10	17, 7 5 0 (11. 2 5 %)	14, 7 5 0 (13. 2 4 %)	12, 7 5 0 (15. 0 0 %)
11	19, 5 0 0 (11. 3 6 %)	16, 2 0 0 (13. 3 7 %)	14, 0 0 0 (15. 1 5 %)
12	21, 2 5 0 (11. 4 6 %)	17, 6 5 0 (13. 4 8 %)	15, 2 5 0 (15. 2 8 %)

※括弧書きはそれぞれの1箇月定期に対する割引率

(3) 今後のスケジュール (予定)

年 月	内 容
平成27年10月～ 平成27年11月	指定管理者の募集準備
平成27年12月～ 平成28年2月	指定管理者の募集
平成28年3月～ 平成28年4月	指定管理候補者の選定
平成28年5月	指定管理候補者の決定
平成28年6月	指定管理者指定議案の上程
平成28年7月～ 平成28年9月	管理運営の準備 ・協定の締結 ・新料金等の周知 ・管理運営機器等の設置準備
平成28年10月	指定管理者による管理運営の開始

2 特別緑地保全地区について

(1) 概要

都市緑地法で定める制度であり、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全することを目的とする。

(2) 指定の要件

ア 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの

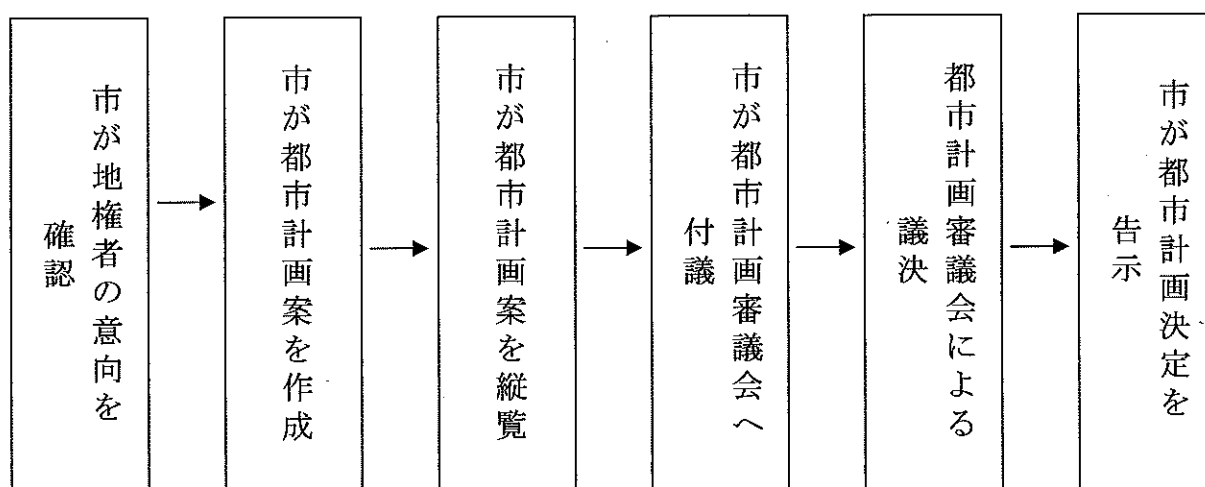
イ 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの

ウ 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの

(ア) 風致又は景観が優れていること

(イ) 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること

(3) 指定の手続き



(4) 行為の制限

次の行為を行う場合は、市長の許可を必要とする。

- ア 建築物その他工作物の新築、改築又は増築
- イ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ウ 木竹の伐採
- エ 水面の埋立て又は干拓
- オ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

(5) 優遇措置の概要

- ア 固定資産税、都市計画税の評価減及び減免
- イ 相続税、贈与税の8割評価減
- ウ 報償金の交付（24,000円／年）
- エ 市に土地を譲渡する場合、譲渡所得に2,000万円の特別控除

(6) 指定の状況

72地区 199.2ha

(名古屋城、熱田神宮、東山公園天白溪湿地、興正寺など)

